

川崎市多摩区役所窓口用封筒の寄贈に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市多摩区役所(以下「区役所」という。)に配置して、市民が窓口で受け取った証明書等を入れるための広告入り窓口用封筒(以下「封筒」という。)を寄贈しようとする申出(以下「寄贈申出」という。)があった場合における広告内容の掲載基準、広告内容及び封筒の使用等の決定に係る手続き等について定める。

(寄贈申出)

第2条 寄贈申出をすることができるのは、川崎市以外の5以上の地方公共団体(特別区及び政令市の区は、それぞれ1の地方公共団体とみなす。)に継続して3年間以上封筒の寄贈の実績がある者とする。

2 寄贈申出があった場合は、この要綱に沿って調整を図り、当該寄贈申出をした者(以下「寄贈者」という。)と多摩区長(以下「区長」という。)が合意した場合に限り、当該寄贈を受けけるものとする。

3 同時期に2以上の者から寄贈申出があった場合は、原則として申出者数で必要枚数を按分するものとし、これが不都合な場合は、当該申出をした者の間で調整するものとする。

(規格、数量及び時期)

第3条 封筒の規格は、次による。

(1) 大きさ 角2号 角6号 その他これらに類するもの

(2) 紙厚 45キログラムから110キログラムのもの

(3) 紙質 古紙混入度70パーセント以上で、リサイクルマークを記載したもの

(4) 白色度 70以下

2 封筒の種類、数量、寄贈の実施時期等については、寄贈者と区長で協議して定める。

3 封筒の使用期間は、原則として1年間とする。

(記載事項)

第4条 封筒の表面及び裏面に記載する事項のうち、区役所の記載部分は、区役所名、所在地、電話番号、ロゴマーク、その他区長が指定する事項とする。

2 寄贈者が記載する広告等の部分は、「寄贈方式による広告入り窓口用封筒導入基準」の別紙「広告掲載基準」に基づくもので、事前協議して区長の了解を得たものとする。

3 封筒の表面及び裏面とも、寄贈者の記載部分は、表面積の40パーセント以下とする。

4 寄贈者が広告主を募集する場合、区役所が寄贈を募集している等の誤解を与えてはならない。

(規格の変更・利用の中止)

第5条 寄贈者が、封筒の規格等を変更しようとする場合は、変更の3か月前までに区長に変更事項を通知し、区長の指示に従うものとする。

2 寄贈者からの封筒の利用が適当でない認められる場合、区長はその封筒の設置を取りやめることができるものとする。

(決定機関)

第6条 区長は、広告の内容、封筒の仕様等の決定及び封筒使用、寄贈受入の中止の決定等を審議する委員会を設置する。

2 前項の委員会の委員は、次の者とする。

(1) 副区長

- (2) 総務課長
- (3) 区民サービス部長
- (4) 区民課長
- (5) 市民税課長
- (6) その他区長が必要と認める者

(苦情処理)

第 7 条 寄贈者は、封筒の記載事項についての苦情等のうち寄贈者の記載事項に関するものについて、自らの責任において速やかに解決しなければならない。

(通知、回収及び代替の措置)

第 8 条 寄贈者は、広告主に営業停止、犯罪等の問題が発生した場合には、速やかに区長に通知するとともに、その広告主に係る封筒を回収し、代替の封筒を配置しなければならない。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、区長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 17 年 2 月 15 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 17 年 8 月 16 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。